

設問番号	(1)
解答又は 解答例	・租税法の法源には、国内法源（憲法・法律・命令・条例・規則等）と、国際法源（条約・交換公文等）があることを挙げて、説明する。その過程で、告示、行政先例法、判例等の性質について触れてもよい。 ・財産評価基本通達による財産評価額に基づいて課税をうけるかどうかについては、最判令和 4 年 4 月 19 日民集 76 巻 4 号 411 頁の判示を踏まえて論じる。その過程で、最判昭和 33 年 3 月 28 日民集 12 巻 4 号 624 頁（パチンコ球遊器事件）、大阪高判昭和 44 年 9 月 30 日高民 22 巻 5 号 682 頁（スコッチライト事件）、最判令和 2 年 3 月 24 日裁判集民 263 号 63 頁（タキゲン事件）、最判平成 25 年 7 月 12 日民集 67 巻 6 号 1255 頁（車返団地事件）等に触れてもよい。
出題の意図	・租税法の法源を理解しているか ・通達に依拠した課税について、裁判例・判例等の考え方を理解しているか ・知識を論理的に表現できるか を測ることを意図した。

設問番号	(2)
解答又は 解答例	・申告納税方式について、国税通則法 16 条 1 項 1 号を説明する。その過程で、対比として、賦課課税方式に触れてもよい。 ・更正処分がなされたことに不服のある個人が権利救済を求める法的手段については、不服申立前置主義（国税通則法 115 条 1 項）の内容と趣旨、不服申立制度のプロセス、取消訴訟の意義と制度概要等を論じる。その過程で、他の種類の租税訴訟に触れてもよい。
出題の意図	・申告納税方式の意義と内容を理解しているか ・課税処分に対する権利救済のあり方を理解しているか ・知識を論理的に表現できるか を測ることを意図した。

設問番号	(3)
解答又は 解答例	・清算課税説について、最判昭和 43 年 10 月 31 日裁判集民 92 号 797 頁（榎本家事件）、最判令和 2 年 3 月 24 日裁判集民 263 号 63 頁（タキゲン事件）等を参考に、説明する。 ・資産を個人から個人へ贈与する場合と、個人から法人へ贈与する場合の、課税のあり方については、所得税法 59 条および 60 条のオペレーションを示す。その過程で、負担付贈与に関して東京高判昭和 62 年 9 月 9 日訟月 34 巻 4 号 792 頁（浜名湖競艇用地事件）、みなし譲渡課税の意義に関してタキゲン事件等に触れてもよい。
出題の意図	・譲渡所得への課税に関する清算課税説を理解しているか ・資産の贈与に関する所得課税のあり方を理解しているか ・知識を論理的に表現できるか

	を測ることを意図した。
--	-------------

設問番号	(4)
解答又は 解答例	・ 法人税法 22 条 3 項各号において、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額がどのように定められているかを説明する。 ・ 役員給与の損金算入制限のあり方について、法人税法 22 条 3 項 2 号の別段の定めとして法人税法 34 条が役員給与の損金算入制限を定めているという構造を念頭に、同条の概要（判断プロセス等）を示す。
出題の意図	・ 損金の内容を理解しているか ・ 役員給与の損金算入制限のあり方を理解しているか ・ 知識を論理的に表現できるか を測ることを意図した。